

木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

建設省告示第千三百六十二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九条 の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、 次の各号のいずれかに該当するもの(第二号に掲げる構造方法にあつ ては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分(以下「取合いの部分」 という。)を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築 物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするもの に限る。)とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 土塗真壁造で塗厚さが三十三ミリメートル以上のもの(前号に掲げ る構造を除く。)</p> <p>三 次に定める防火被覆が設けられた構造(第一号に掲げる構造を除 く。)とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及び梁の部分に ついては、この限りではない。</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九条 の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、 次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に定める防火被覆が設けられた構造(前号に掲げる構造を除 く。)とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及び梁の部分に ついては、この限りではない。</p> <p>イ・ロ 略</p>
<p>第二 第二 建築基準法施行令第九条の六に掲げる技術的基準に適合 する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第二号及び第三号に定める構造(前号に掲げる構造を除</p>	<p>第二 建築基準法施行令第九条の六に掲げる技術的基準に適合する非 耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第二号に定める構造(前号に掲げる構造を除く。)</p>

✓)	
-----	--